

大和郡山市空き家バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び大和郡山市空家等対策計画に基づき、良好な町家及び未流通の空き家が利活用されるよう所有者及び利用者に普及啓発することを通して、空き家を活用したまちづくりを推進し、観光地として相応しい歴史的な街なみの形成と地域の活性化を図るため、大和郡山市空き家バンクを設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 大和郡山市内に存する物件で現在使用されていない（使用されなくなる予定のものを含む。）建物及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 物件登録者 第4条第2項の規定による登録完了の通知を受けた申込者をいう。
- (4) 利用希望者 大和郡山市への定住等を目的として空き家の利用又は活用を希望する者をいう。
- (5) 利用登録者 第5条第2項の規定による登録完了の通知を受けた利用希望者をいう。
- (6) 空き家バンク 空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等から提供を受けた情報を、定住、起業等を目的として、空き家の利用又は活用を希望する者に対して提供し、紹介を行う制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家物件の登録申込等)

第4条 空き家バンクの登録を受けようとする所有者等は、大和郡山市空き家バンク物件登録申込書（様式第1号）及び市税納付状況等調査書兼暴力団等の排除に関する同意書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による物件登録申込みがあった場合は、その内容を審査し、空き家バンクへの登録を適当と認めたときは、大和郡山市空き家バンク物件登録完了通知書（様式第3号）により、当該申込者に通知するものとする。
- 3 第1項の申込みをした者に市税の滞納があった場合又は申込みをした者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものであるときは、前項の登録は行わないものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録がなされていない空き家であって、かつ、空き家バンクに登録することが適当であると認めるものについて、所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

(登録物件の利用登録申込等)

第5条 前条第2項の規定により登録された空き家(以下「登録物件」という。)の利用希望者は、大和郡山市空き家バンク利用登録申込書(様式第4号)に誓約書兼暴力団等の排除に関する同意書(様式第5号)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による利用登録申込みがあった場合は、その内容を審査し、当該申込者が次の各号のいずれにも該当するときは、大和郡山市空き家バンク利用登録完了通知書(様式第6号)により、当該申込者に通知するものとする。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に利用し、地域住民と協調及び連帯ができる者
- (2) その他市長が空き家バンク利用者として登録することが適当と認める者

3 第1項の申込みをした者が前条第3項に該当するものであるときは、前項の登録は、行わないものとする。

(登録の有効期間及び再登録)

第6条 第4条第2項及び前条第2項の規定による登録の有効期間は2年とし、再登録を妨げない。

2 前2条の規定は、前項の再登録について準用する。

(変更の届出)

第7条 物件登録者は、申込事項に変更があったときは、大和郡山市空き家バンク物件登録事項変更届出書(様式第7号)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 利用登録者は、申込事項に変更があったときは、大和郡山市空き家バンク利用登録事項変更届出書(様式第8号)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第8条 市長は、登録物件が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク物件登録台帳への登録を抹消するとともに、大和郡山市空き家バンク物件登録取消通知書(様式第9号)により、当該物件登録者に通知するものとする。

- (1) 登録物件に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 申込内容に虚偽があったとき。
- (3) 物件登録者から登録抹消の届出があったとき。
- (4) 登録の有効期間が経過したとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項第1号及び第3号の場合において、物件登録者は大和郡山市空き家バンク物件登録取消届出書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク利用登録者台帳への登録を抹消するとともに、大和郡山市空き家バンク利用登録取消通知書（様式第 11 号）により、当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (2) 申込内容に虚偽があったとき。
- (3) 利用登録者から登録抹消の届出があったとき。
- (4) 登録の有効期間を経過したとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき。

4 前項第 3 号の場合において、利用登録者は大和郡山市空き家バンク利用登録取消届出書（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。

（利用申込等）

第 9 条 登録物件の売買、賃貸借等の交渉を希望する利用登録者（以下「交渉希望者」という。）は、大和郡山市空き家バンク登録物件利用希望申込書（様式第 13 号）を市長に提出するものとする。

（所有者等と交渉希望者の交渉等）

第 10 条 物件登録者と交渉希望者の交渉及び売買、賃貸借等に関する契約は、当事者同士の責任において行うものとし、市長は直接これに関与しないものとする。

2 交渉及び売買、賃貸借等契約に関する疑義、紛争等については、当事者間で解決するものとし、市長は直接これに関与しないものとする。

（情報提供）

第 11 条 市長は、必要に応じて、物件登録者及び利用登録者に対して、空き家バンク物件登録台帳及び空き家バンク利用登録者台帳に登録された有用な情報を提供する。

（個人情報取扱い）

第 12 条 空き家バンクに係る個人情報の取扱いについては、大和郡山市個人情報保護条例（平成 14 年 12 月大和郡山市条例第 27 号）その他関係法令等に基づき適正に取り扱わなければならない。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 18 日から施行する。

大和郡山市空き家バンク物件登録申込書

年 月 日

(宛先) 大和郡山市長

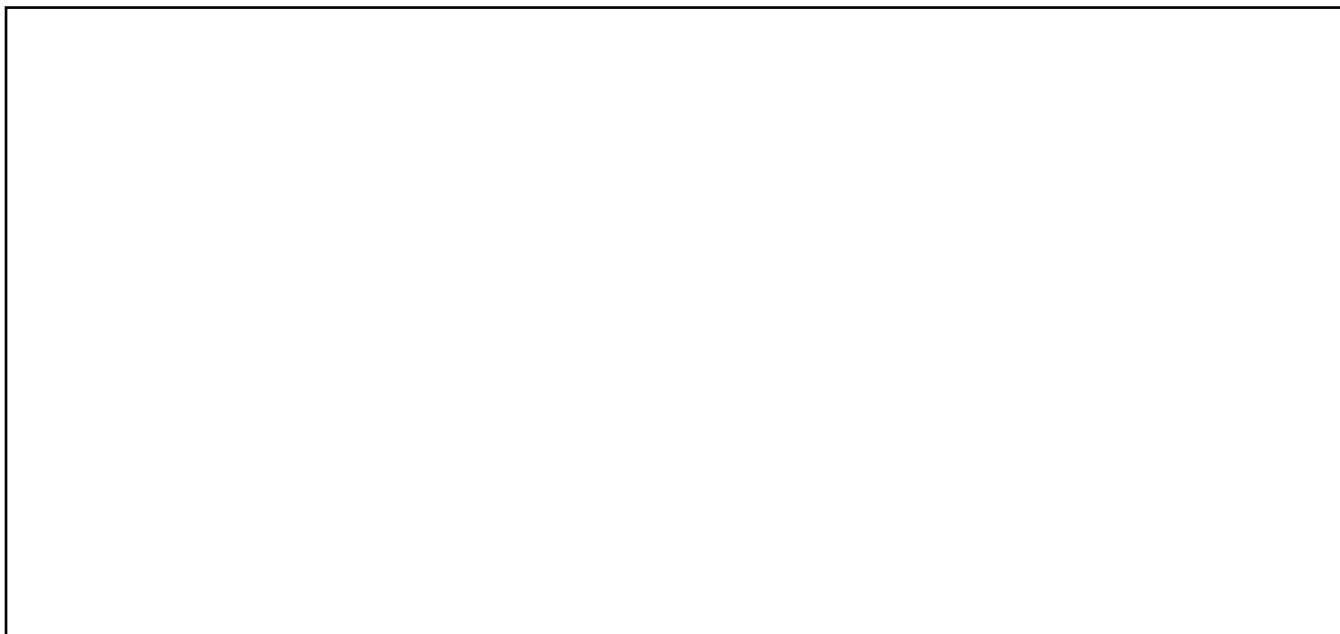
申込者 氏名 _____
 住所 _____
 氏名 (ふりがな) _____ (印)
 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 TEL: _____
 E-Mail: _____

私は、空き家バンクの物件登録に当たり、大和郡山市空き家バンク設置要綱の趣旨等を理解したうえで次のとおり申し込み、大和郡山市長が物件情報及び現況写真を空き家の利用又は活用を希望する者に対して提供することを承諾します。

申込者の権利関係	<input type="checkbox"/> 土地及び建物の所有者 <input type="checkbox"/> 建物の所有者 <input type="checkbox"/> その他 ()	
物件所在地	大和郡山市	
希望賃料 価格	<input type="checkbox"/> 賃 貸	希望賃料 円/月
	<input type="checkbox"/> 売 却	希望価格 円
物件の概要	用 途	住宅 ・ 店舗兼住宅 ・ 事務所兼住宅 その他 ()
	構 造	木造 ・ 軽量鉄骨造 ・ RC造 階建
	土 地 面 積	m ² (地目 : 宅地・雑種地・)
	建 物 面 積	1階 m ² 2階 m ²
	間 取 り	1階 <input type="checkbox"/> 居間 (畳) <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 洋室 (畳) <input type="checkbox"/> 和室 (畳) <input type="checkbox"/> その他 () 2階 <input type="checkbox"/> 洋室 (畳) <input type="checkbox"/> 和室 (畳) <input type="checkbox"/> その他 () その他 ()
	建 築 時 期	年 月頃
	電 気	<input type="checkbox"/> 引き込み有 <input type="checkbox"/> その他 ()
	ガ ス	<input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> その他 ()
	風 呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他 ()
	水 道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> その他 ()
	下 水 道	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他 ()
	ト イ レ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲み取り (<input type="checkbox"/> 和式 / <input type="checkbox"/> 洋式)
	駐 車 場	有 (台) ・ 無
	庭・菜園	有 (m ²) ・ 無
	補修の要否	<input type="checkbox"/> ほぼ不要 <input type="checkbox"/> 多少の補修必要 <input type="checkbox"/> 大幅な補修必要
そ の 他		
空き家になった時期	年 月頃	
情 報 公 開	全国版及び大和郡山市空き家バンクホームページ上に 公開可 ・ 部分公開可 ()	
相手方への要望		

※ 物件の位置図・間取り図等、詳細な資料がある場合は次ページに添付してください。(別紙可)

【位置図】



【間取り図】



※ 申込書に記載された情報は、大和郡山市個人情報保護条例に基づき取り扱い、本事業の目的以外には利用いたしません。

年 月 日

（宛先）大和郡山市長

市税納付状況等調査書兼暴力団等の排除に関する同意書

大和郡山市空き家バンクに係る申し込みに当たり、私の市税の納付状況及び課税状況について、申請の審査のために必要な限度において、市が調査することに同意します。

また、大和郡山市暴力団排除条例の趣旨に基づき、空き家バンク物件登録申込書に記載された者が、暴力団組員等であるか否かの確認のため、奈良県警察本部に対して照会が行われる場合があることに同意します。

現住所：

物件所在地：

（ふりがな）

氏名：

印

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日

大和郡山市空き家バンク物件登録完了通知書

様

大和郡山市長



大和郡山市空き家バンク設置要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり「空き家バンク」に登録が完了したので通知します。

記

物件登録番号	第 号
登録日	年 月 日
有効期限	年 月 日

(注意)

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに手続きを行ってください。

（宛先）大和郡山市長

申込者 〒 _____

住 所 _____

(ふりがな) 氏 名 _____ (印)

TEL : _____

E-Mail : _____

大和郡山市空き家バンク利用登録申込書

私は、空き家バンクの利用に当たり、大和郡山市空き家バンク設置要綱の趣旨等を理解したうえで、次のとおり申し込みます。

利用目的	住宅 ・ 店舗兼住宅 ・ 事務所兼住宅 ・ その他 ()			
同居する 家族構成	氏 名	続 柄	生年月日	職 業 等
		本 人		
希望する物 件の条件等	価 格	貸 借 (家賃 円/月) 購 入 (価格 円)		
	希望地域 立地条件			
	間取り・広さ			
	築 年 数	築 年以内 ・ 特に指定しない		
	そ の 他			
活用を希望 する理由				
その他 希望事項				

※ 申込書に記載された個人情報は、大和郡山市個人情報保護条例の規定に基づき取り扱い、本事業の目的以外には利用いたしません。

（宛先）大和郡山市長

誓約書兼暴力団等の排除に関する同意書

私は、空き家バンクの利用に当たり、大和郡山市空き家バンク設置要綱に定める制度の趣旨を理解したうえで申し込み、次のことを誓約します。

- （1）申込書記載事項に偽りが無いこと。
- （2）要綱第5条に規定する条件等に抵触することのないこと。
- （3）空き家バンクで得た情報については、私自身の利用目的に沿って利用し、決して他の目的で使用しないこと。
- （4）今後、空き家等を利用することとなったときは、居住地域の生活文化や自然環境への理解を深め、地域住民との協調連帯に努めること。

また、要綱第4条第3項に基づき、大和郡山市空き家バンク利用者登録申込書に記載された者が、暴力団員等であるか否かの確認のため、奈良県警察本部に対して照会が行われる場合があることに同意します。なお、申込記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

申込者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

年 月 日

大和郡山市空き家バンク利用登録完了通知書

様

大和郡山市長



大和郡山市空き家バンク設置要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり「空き家バンク」に登録が完了したので通知します。

記

利用登録番号	第	号
登録日	年	月 日
有効期限	年	月 日

(注意)

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに手続きを行ってください。

年 月 日

大和郡山市空き家バンク物件登録事項変更届出書

（宛先）大和郡山市長

住 所 _____

氏 名 _____ ④

大和郡山市空き家バンク設置要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり登録事項に変更がありましたので、届け出します。

記

物件登録番号 第 号

変 更 内 容

年 月 日

大和郡山市空き家バンク利用登録事項変更届出書

（宛先）大和郡山市長

住 所 _____

氏 名 _____ ④

大和郡山市空き家バンク設置要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり登録事項に変更がありましたので、届け出します。

記

利用登録番号 第 号

変 更 内 容

年 月 日

大和郡山市空き家バンク物件登録取消通知書

様

大和郡山市長



大和郡山市空き家バンク実施要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり空き家バンクへの登録を取り消したので、通知します。

記

物件登録番号	第 号
取 消 理 由	

（教示） この決定について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。

また、この決定に対する処分取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、大和郡山市を被告として（訴訟において大和郡山市を代表する者は大和郡山市長となります。）提起することができます。ただし審査請求をした後に処分取消しの訴えを提起する場合は、審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内が出訴期間となります。

年 月 日

大和郡山市空き家バンク物件登録取消届出書

（宛先）大和郡山市長

住 所 _____

氏 名 _____ ④

大和郡山市空き家バンク設置要綱第8条第2項の規定により、下記の理由により空き家バンクへの登録を取り消したいので、届け出します。

記

物件登録番号 第 号

取 消 理 由

年 月 日

大和郡山市空き家バンク利用登録取消通知書

様

大和郡山市長



大和郡山市空き家バンク実施要綱第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり空き家バンクへの登録を取り消したので、通知します。

記

利用登録番号	第 号
取 消 理 由	

(教示) この決定について不服があるときは、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。

また、この決定に対する処分取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、大和郡山市を被告として（訴訟において大和郡山市を代表する者は大和郡山市長となります。）提起することができます。ただし審査請求をした後に処分取消しの訴えを提起する場合は、審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して 6 ヶ月以内が出訴期間となります。

様式第12号（第8条関係）

年 月 日

大和郡山市空き家バンク利用登録取消届出書

（宛先）大和郡山市長

住 所 _____

氏 名 _____ 印

大和郡山市空き家バンク設置要綱第8条第4項の規定により、下記の理由により空き家バンクへの登録を取り消したいので、届け出します。

記

利用登録番号 第 号

取 消 理 由

年 月 日

（宛先）大和郡山市長

申込者 〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____ 印
TEL : _____
E-Mail : _____

大和郡山市空き家バンク登録物件利用希望申込書

大和郡山市空き家バンク設置要綱第9条第1項の規定により、次のとおり登録物件の利用を申し込みます。

希 望 物 件 番 号	第 号
物 件 所 在 地	大和郡山市
この物件を希望した理由	
予 定 し て い る 活 用 方 法 、 条 件 等	

※ 申込書に記載された個人情報は、大和郡山市個人情報保護条例の規定に基づき取り扱い、本事業の目的以外には利用いたしません。